商　品　仕　様　書

1. 型　　式

1－1　定　　格　　押釦　　:10 A　100 V　AC
パイロットランプ　:　3 A　300 V　AC
（セットとしての定格は3 A　100 V　AC）

1－2　適合法規　　押釦　　:電気用品安全法（特定電気用品）

1－3　接触方式　　押釦　　:銀合金－銀合金　突合せ接触

1－4　回路方式　　押釦　　:片切常閉型

1－5　結線方法　　押釦　　:引締端子式
パイロットランプ　:ねじなし端子（電線差し込み式）

2. 保証品質

2－1　形状及び材料、色彩　　商品仕様図による。

2－2　性能
・試験方法は、JISC8304（屋内用小形スイッチ類）試験方法による。
・試験場所は、常温（5 ℃～35 ℃），常湿（相対湿度45 %～85%）状態とする。

押釦部	開閉性能	・10 A　100 V 負荷の力率約0.6　開閉の割合約20回／分　連続10 000回 ・15 A　100 V 負荷の力率約0.6　開閉の割合6～10回／分　連続100回 ・10 A　100 V～105 V　白熱電球負荷2 秒間点灯20 秒以上消灯　連続100回
	絶縁抵抗 (500V絶縁抵抗計)	・開路状態における同極端子間　100 MΩ以上 ・充電金属部と接地及び人の触れる非充電金属部との間　100 MΩ以上 （人が操作の際、触れる絶縁物を含む）
	耐電圧	・開路状態における同極端子間　1 200 V　1 分間 ・充電金属部と接地及び人の触れる非充電金属部との間　1 200 V　1 分間 （人が操作の際、触れる絶縁物を含む）
	温度上昇	接点部　65 ℃以下 端子部　45 ℃以下
	耐熱性	100 ℃±3 ℃　1 時間放置，　80 ℃±3 ℃　1 時間放置
	端子部の強度	1.2 N･m のトルクで締め付け

品番	WTF4991W	品名	コスモシリーズワイド21 埋込住宅用EEスイッチ手動押釦 （ホワイト）	改	3

商 品 仕 様 書

パイロットランプ部	絶縁抵抗 (500V絶縁抵抗計)	充電金属部と接地及び人の触れる非充電金属部との間	100 MΩ以上
	耐電圧	充電金属部と接地及び人の触れる非充電金属部との間	1 600 V 1分間
	点灯寿命	120 000 時間以上	
	耐熱性	100 ℃±3 ℃ 1時間放置，80 ℃±3 ℃ 1 時間放置（ランプカバー）	
	端子部の強度	電線の引張荷重（端子穴からまっすぐに引き抜く方向） 100 N 1 分間	

3. 環境条件

3－1 使用場所

（1）住宅，事務所などの屋内で使用してください。

（2）過酷な取り扱いを受ける作業場，水気のある場所，屋側，屋外などでは使用しないでください。

3－2 使用周囲温度範囲 -10 ℃ ～ +40 ℃

4. 使用条件

4－1 結線方式

（1） 適用電線

・押釦 ：単 線 φ0.8 ～ φ2

：より線 0.75 mm² ～ 2 mm² 但し、より線は端末をよじること

・パイロットランプ ：600V ビニル絶縁電線（IV）

φ1.6，φ2 Cu（銅）単線専用

：600 V ビニル絶縁ビニルシースケーブル（VVF）

φ1.6，φ2 Cu（銅）単線専用

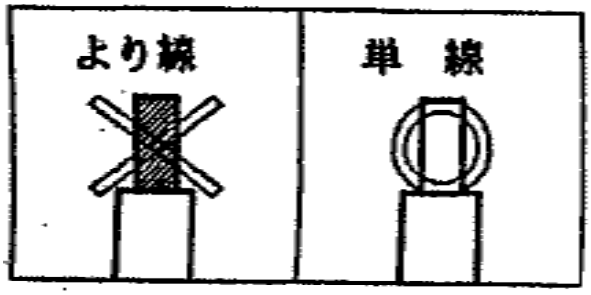

（注1）適用電線以外は絶対に使用しないでください。
誤って使用しますと、発熱したり、接触不良を
起こす原因になります。

品番	WTF4991W	品名	コスモシリーズワイド21 埋込住宅用EEスイッチ手動押釦 （ホワイト）	改	

（2）端子ねじ適正締付トルク（押釦）
1 N･m ～ 1.2 N･m

（3）送り配線をする場合の組合せ電線（押釦）

① 単線－単線の場合

	0.8	1	1.2	1.6	2
0.8	○	○	○	×	×
1	○	○	○	×	×
1.2	○	○	○	○	×
1.6	×	×	○	○	○
2	×	×	×	○	○

② より線－より線の場合

	0.75	1.25	2
0.75	○	○	○
1.25	○	○	○
2	○	○	○

③ 単線－より線の場合

	0.75	1.25	2
0.8	○	○	○
1	○	○	○
1.2	○	○	○
1.6	×	○	○
2	×	×	○

○印：組合せ可

×印：組合せ不可

（4）結線方法（パイロットランプ）

① 器具裏面のストリップゲージに合わせて電線被覆を**10** ㎜ $^{+4mm}_{-1mm}$ むいてください。

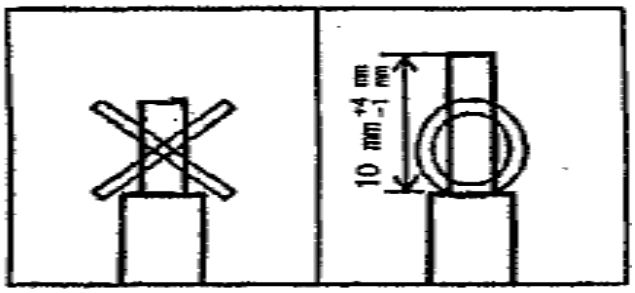

② 器具裏面の電線穴に心線を「ぐっと」奥まで確実に差し込んでください。

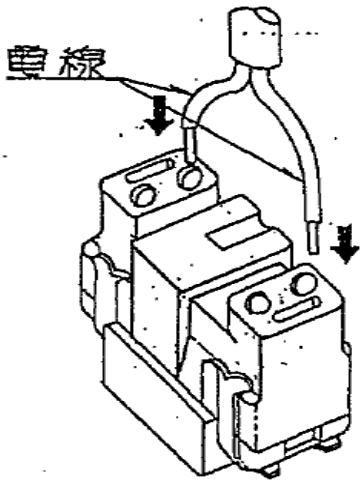

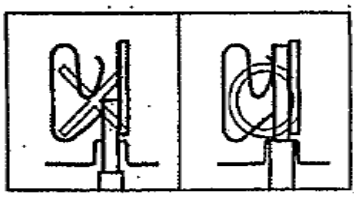

（注1）接続した電線を過大な力で引っ張ったり、ねじったりしますと
心線に傷をつけますのでご注意ください。

（注2）送り配線の場合は、下図の点に注意してください。

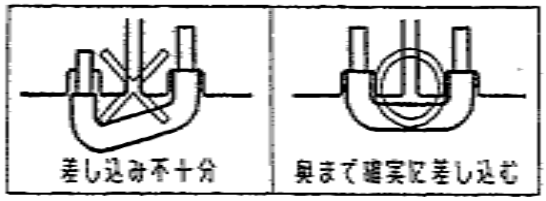

1本ずつ確実に差し込んで
下さい。

4－2　電線のはずし方（パイロットランプ）

〔手順〕

① 電線はずし穴に電工ドライバ
〔中又は小〕を充分にまっすぐ
差し込みます。

（①の状態で手を離しても電工
ドライバは仮固定しています。）

② 電線を引き抜きます。

（注）電線をはずす際、ドライバを強くこじたり
回転させたりするとボディ（成形品）が
欠けることがありますのでご注意ください。

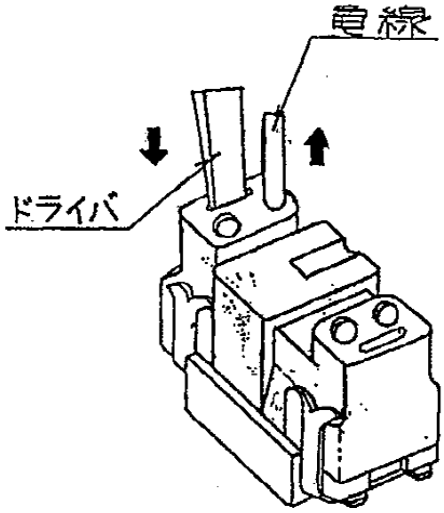

4－3　工事方法

(1) ボックス工事取付の場合

・スイッチボックスは、JIS C 8340　電線管用金属製ボックス及びボックスカバー JIS C 8435 合成樹脂製ボックス及びボックスカバー適合品をご使用ください。

・ 壁面の穴加工は、取付枠の垂下部が入るようにあけてください。

（注1）JIS 適合品以外のスイッチボックスを用いますと、ボックスカバーの穴の四隅に取付枠の垂下部が当たり入らない場合があります。

(2)ボックスなし工事取付の場合

・パネル壁や石膏ボード壁に直接取り付ける場合は、壁の板厚に合わせてはさみ金具（WN3990Kなど）をご使用ください。
また、軟質ボードや3.5 ㎜未満の肉薄ボードの場合は、WN3711取付フレームを使って間柱、胴縁に沿って取り付けてください。

・合板の穴あけ寸法は、下記によってください。

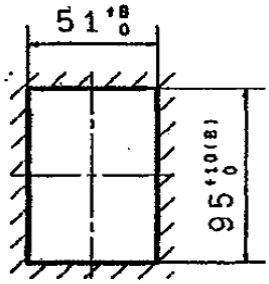

加工穴寸法

（注1）加工穴が小さいと、穴の四隅に取付枠の垂下部が当たりますのでご注意ください。

（注2）（ ）内寸法は、石膏ボードはさみ金具を使用の場合

5. 使用上の注意事項

（1）　この商品は、EE4413 電子 住宅用EEスイッチ（点灯照度調整型）（露出・埋込両用）（AC 100 V 3 A）と組み合わせて使用してください。

（2）　器具には指定された電線以外は、使用しないでください。
誤って使用しますと、発熱したり接触不良を起こしたりする原因になります。

（3）　使用条件により、パイロットランプ部に、より線を使用する場合には、下記のものをご使用ください。

品番	品名	適用断面積
WV2500	絶縁被覆付棒型圧着端子 （フル端子用1．25 mm^2 ～ 2mm^2）	1.04 ㎟ ～ 2.63 ㎟

適用工具	一般市販されている「圧着端子用」の工具でかしめられます。

◎絶縁被覆付棒型圧着端子は当社で別販しております。

（4）　より線をハンダ仕上げして使用しますと、発熱の原因となりますので絶対に使用しないでください。

（5）　器具裏面の電線挿入穴に電線を差し込む場合は「ぐっと」奥まで確実に差し込んでください。

（6）　ボックスねじ、及びプレートねじを過大なトルクで締めつけますと、取付枠が破損したり、ねじバカになったりしますので、ご注意ください。
（適正締付トルク **0.4 N・m**）

（7）　シンナー、ベンジン等の油がかかりますと、取付枠に亀裂が生じたり、割れたりしますのでご注意ください。

（8）　使用する負荷電流の大小により、発光ダイオードの明るさが異なります。

（9）　**5 W**（ワット）未満の負荷には、使用しないでください。
（発光ダイオードの明るさが極端に暗くなります）

(10)　負荷を短絡させないでください。短絡すると、器具が再使用できなくなります。

6．安全確保の為の施工上及び使用上の禁止事項

下記の項目を満足されていない場合のトラブルに関しては責任を負いかねます。

6－1　施工上及び使用上の禁止事項

（1）適用電線以外は絶対に使用しないでください。発熱、発火などの原因になります。

（2）より線を半田仕上げしたままで結線しないでください。発熱、発火などの原因になります。

（3）電線の差込みは、確実に充分差し込んでください。
差し込みが不十分な場合、発熱、発火などの原因になります。

（4）本品の施工及び使用は必ず本仕様書の記載内容（3．環境条件 4．使用条件 5．使用上の注意事項）をお守りください。

⇩

誤った施工、使用をされますと器具の動作不良・端子部の異常発熱、発火などの恐れがあります。

7. 品質保証について

7－1　保証期間

・本品の品質保証期間は商品お買上げ日（お引き渡し日）より1年間です。

7－2　保証内容

・取扱説明書、本体ラベル等の注意書に従った使用状態で保証期間内に故障した場合には、無料修理させていただきます。

7－3　保証の免責事項

・保証期間内でも次の場合には原則として有料にさせていただいます。

（1）使用上の誤り及び不当な修理や改造による故障及び損傷。
（2）お買上げ後の取付場所の移転、輸送、落下などによる故障及び損傷。
（3）火災、地震、水害、落雷、その他天災地変及び、公害、塩害、ガス害（硫化ガスなど）異常電圧、指定外の使用電圧（電圧、周波数）などによる故障及び損傷。
（4）車両、船舶等に搭載された場合に生ずる故障及び損傷。
（5）施工上の不備に起因する故障及び損傷。
（6）法令、取扱説明書で要求される保守点検を行わないことによる故障及び損傷。